

平成27年第2回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成27年3月2日(月) 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷得子
- 4 欠席者 無
- 5 事務局 書記長 腰丸 豊、書記 桜庭 勇樹、清水 真、
門間 淳子、池内 和人
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 議案第 3号 選挙人名簿に登録することについて
 - (2) 議案第 4号 選挙人名簿から抹消することについて
 - (3) 報告第 1号 登録の移し替えをした者について
 - (4) 報告第 2号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - (5) 報告第 3号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - (6) 議案第 5号 選挙人名簿の移し替えの延期について(県議選)
 - (7) 議案第 6号 選挙時登録の名簿縦覧場所を定めることについて
(県議選)
 - (8) 議案第 7号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて
(県議選)
 - (9) 議案第 8号 投票所を定めることについて(県議選)
 - (10) 議案第 9号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて(県議選)
 - (11) 議案第10号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う
日時及び場所を定めることについて(県議選)
 - (12) 議案第11号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期
間を定めることについて(県議選)
 - (13) 議案第12号 期日前投票管理者の選任について(県議選)
 - (14) 議案第13号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便によ
り発送できる日を定めることについて(県議選)
 - (15) 議案第14号 開票の日時及び場所を定めることについて(県議選)
 - (16) 議案第15号 開票管理者及びその職務代理者の選任について
(県議選)
 - (17) 議案第16号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定
めることについて(県議選)

午前 9 時 0 0 分開会

腰丸書記長 おはようございます。只今から平成 2 7 年第 2 回三種町選挙管理委員会を開会させていただきます。

はじめに委員長さんの方からご挨拶をお願い致しまして、その後、進行の方もお願い致します。

近藤委員長 おはようございます。今朝は雪がちらついておりましたが、寒さと暖かさを繰り返しながら春に近づいて行くのだと思います。3 月に入りまして、高校生も卒業式を迎え、進学や就職などで夢と希望を持って巣立っていく季節でございます。そんな中で川崎の中学 1 年生の刺殺事件というやりきれない事件も起こっております。

県議選も来月の告示までちょうど 1 カ月となっておりますけども、本日の案件 1 4 件ほどございますので、よろしくご審議の程お願い申し上げまして、挨拶と致します。

それでは、会議を進めさせていただきます。

本日の会議録の会議録署名委員の指名ということで、川田委員と加賀谷委員をお願い致します。

それでは、案件の方に入ります。

議案第 3 号「選挙人名簿に登録することについて」。

事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第 3 号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定により、別紙の者を平成 2 7 年 3 月 2 日付けで選挙人名簿に登録する。

今回の定時登録につきましては、3 月 1 日を基準日としまして、昨年 1 2 月の選挙時登録後に、新たに満 2 0 歳に達した者と転入から 3 カ月を経過した者の登録となります。

まず、「1」の成人登録でございますが、昨年の中院選の選挙時登録におきまして、選挙期日 1 2 月 1 4 日現在までの成人登録を行ってございます。今回は、その翌日 1 2 月 1 5 日から基準日 3 月 1 日までに満 2 0 歳に達した者の登録でございます。

生年月日では、平成 6 年 1 2 月 1 6 日から平成 7 年 3 月 2 日生まれの者で、登録人数は、男 9 人、女 1 6 人、計 2 5 人となっております。

次に、「2」の転入登録でございます。

今回3カ月経過となる者は、平成26年12月1日以前に転入し、引き続き三種町に居住している者でございますが、選挙時登録後の対象者の範囲ということで申し上げますと、ご覧のとおり、転入日が平成26年9月2日から平成26年12月1日までの者となります。登録人数の方は、男14人、女18人、計32人。

よって、今回の成人と転入による登録者総数は、男23人、女34人、計57人となっております。

対象者につきまして、別冊の名簿の方をご覧ください。

1頁が成人登録の対象者でございます。

繰り返しますと、成人登録につきましては、昨年12月の選挙時登録から基準日3月1日までの間に満20歳に達した者ということで、名簿の「生年月日」の欄が、平成6年12月16日から平成7年3月2日までとなります。成人登録につきましては、ご覧の25名でございます。

次に、2頁の転入登録の方をお開き願います。

昨年の選挙時登録から基準日3月1日までの間に転入3カ月経過となった者は、名簿の「住民となった届出日」の欄が、平成26年9月2日から平成26年12月1日までのものとなります。転入登録につきましては、ご覧の32名でございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。名簿の確認と併せてご審議の程お願い致します。

近藤委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただき、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、資料を確認)

近藤委員長 皆さん、何かご意見、ご異議等ございませんか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 無いようですので、議案第3号は、原案どおり決定することに致します。

次に、議案第4号「選挙人名簿から抹消することについて」。

事務局より説明をお願いします。

清水書記 議案第4号「選挙人名簿から抹消することについて」。

公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を平成27年3月2日付けで選挙人名簿から抹消する。

内容についてご説明致します。

登録抹消につきましては、昨年の選挙時登録後に死亡した者と

三種町から転出して新たに4カ月経過となった者を抹消するものでございます。

まず、「1」の死亡抹消者でございますが、今回は、衆院選の選挙期日12月14日から基準日3月1日までの死亡届を対象としております。人数では、男43人、女33人、計76人の抹消でございます。

また、「2」の転出抹消者につきまして、今回4カ月経過となる者は、平成26年11月1日以前に三種町から転出した者でございますが、昨年の選挙時登録後の対象者の範囲ということで申し上げますと、転出日が平成26年8月14日から平成26年11月1日までの者となります。人数は、男32人、女15人、計47人。

よって、今回の死亡と転出による抹消者総数は、男75人、女48人、計123人となります。

抹消につきましても、別冊の名簿の方をご覧いただきたいと思っております。

まず、3頁から5頁までが死亡抹消者でございます。

先程ご説明したとおり、死亡抹消につきましては、昨年の衆院選後の死亡が対象でございますので、「死亡年月日」の欄が、平成26年12月14日から基準日平成27年3月1日までの者となります。

死亡抹消につきましては、ご覧の76名でございます。

次に、6頁と7頁が、転出抹消の対象者でございます。

転出抹消につきましては、名簿の「住民でなくなった年月日」の欄が、平成26年8月14日から平成26年11月1日までのものが4カ月経過ということで、ご覧の47人を抹消としております。

なお、15番につきましては、転出日が「平成26年4月1日」となっておりますが、これは、転出の届出が昨年12月に遅れて提出されたため、今回4カ月経過として計上されてきたものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

近藤委員長 はい。それでは、名簿の確認と併せて、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、資料を確認)

近藤委員長 名簿等を確認されて、ご意見やご質問等ございませんか。
(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、議案第４号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

川田委員

清水書記 只今確認してみます。わかり次第ご報告致します。
(池内書記、確認のため退室)

川田委員 わかりました。

近藤委員長 そうすれば、その他特に無ければ、議案第４号については、原案どおり決定と致します。

続きまして、報告第１号「登録の移し替えをした者について」。
説明をお願いします。

清水書記 報告第１号「登録の移し替えをした者について」。

平成２７年３月２日付けの定時登録に係る登録の移し替えをした者は、別紙のとおりである。

登録の移し替えでございますが、昨年の衆院選の際、投票所入場券作成日の翌日１１月２２日以降は、選挙が終わるまで移し替えを行わない取扱いとしておりました。そのため、今回の移し替えは、昨年１１月２２日から基準日３月１日までの町内転居を対象としております。人数は、男９人、女２０人、計２９人となっております。

別冊名簿の８頁以降が、移し替えの対象者でございます。

１１月２２日以降に、町内転居のため投票区が変更となった者は、ご覧の２９名でございます。

ご覧のとおり、今回も、町内の老人施設への入所あるいは町営住宅等への入居に伴う移し替えが多くなっております。

以上で、報告第１号についての説明を終わります。名簿の確認と併せてご審議をお願い致します。

近藤委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただき、ご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、資料を確認)

(池内書記、確認終わり入室。川田委員に説明)

加賀谷委員 ２０番と２６番は同じ方ですが、同じ期間内に２回の異動があったということでしょうか。

腰丸書記長 養護老人ホームから特養に移ったケースだと思います。

清水書記 養護老人ホームは、概ね自立した方が入所する施設ですので、入所後、状態の変化があつて養護老人ホームで対応できないとなれば、特養に移ることがあります。資料上、順番が日付順になっていないため、わかりにくい部分があるかと思います。

近藤委員長 皆さん、報告第1号については、ご意見、ご質問ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いようですので、報告第1号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、報告第1号を原案どおり承認致します。

近藤委員長 先程の議案第4号の住所の件は、いかがですか。

川田委員 間違いありませんでした。

近藤委員長 はい。それでは、改めて議案第4号を原案どおり決定することと致します。

次の報告第2号「「選挙権を有する者の50分の1の数について」。
事務局より説明をお願いします。

清水書記 報告第2号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。
地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は317である。

50分の1の数につきましては、下に記載の三種町条例の改廃請求及び事務等の執行に係る監査請求に必要な署名数でございまして、選挙人名簿登録者数の50分の1に当たる317となっております。

算定の基礎になります、今回の選挙人名簿登録者数につきまして、4頁の「選挙人名簿登録者数増減表」をご覧ください。

一番左の太枠が、去年の選挙時登録の名簿登録者数でございまして、一番下の合計で15,876人。これに対し、今回の定時登録における抹消者数が死亡と転出を合わせて123人、登録者数が新有権者と転入を合わせて57人。登録と抹消を増減した今回の名簿登録者総数は一番右側15,810人となりまして、前回と比較して66人の減でございしますが、50分の1の数につきましては、この15,810人の50分の1ということでございます。

以上で、報告第2号についての説明を終わります。

近藤委員長

只今の説明につきまして、ご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長

特に無いようですので、報告第2号を原案どおり承認致します。

次に、報告第3号の「選挙権を有する者の3分の1の数について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記

はい。報告第15号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5,270である。

3分の1の数につきましては、下にございます議会の解散請求、議員、町長、教育委員の解職請求に必要な署名数でございます。本日付の選挙人名簿登録者数15,810人の3分の1に当たる5,270となっております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

近藤委員長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたらお願い致します。

川田委員長

下の「第81条第1項」は「長」とありますが、これは。

清水書記

はい。これは、首長になります。

川田委員

はい、わかりました。

近藤委員長

報告第3号は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長

それでは、報告第3号は原案どおり承認致します。

続きまして、議案第5号に移ります。「選挙人名簿の移し替えの延期について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記

議案第5号「選挙人名簿の移し替えの延期について(県議選)」。
公職選挙法施行令第17条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移し替えを延期する期間を次のとおり定める。

移し替えを延期する期間

平成27年3月24日から平成27年4月12日まで

内容について説明致します。

選挙人名簿に登録中の者が、町内の他の投票区に転居した場合

は、選挙人名簿の投票区を移し替えすることになりますが、選挙時におきましては、選挙人名簿抄本や投票所入場券の作成準備のため、一定期間、移し替えを延期できることになっております。

秋田県議会議員一般選挙が4月3日告示、4月12日投開票の日程で執行されるに伴いまして、3月23日（月）に選挙人名簿と投票所入場券のデータ作成を行います。その翌日から選挙が終わるまでの間は、町内転居による投票区の移し替えは行わない取扱いとしております。

これにつきましては、入場券を作成した後に、投票区の移し替えを行いますと、入場券記載の投票区と投票日当日の投票区が違ってしまい、選挙事務に混乱が生じますので、法令上認められた措置でございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

近藤委員長 はい。只今の説明に対し、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

（「異議ありません。」の声あり。）

近藤委員長 ご異議無しとのことですので、議案第5号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第6号「選挙時登録の名簿縦覧場所を定めることについて」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第6号「選挙時登録の名簿縦覧場所を定めることについて（県議選）」。

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙において、公職選挙法第23条第1項により、選挙人名簿に登録した者の氏名等を縦覧に供する場所を次のとおり定める。

縦覧の場所 三種町鵜川字岩谷子8番地 三種町選挙管理委員会事務室

（縦覧期間は、平成27年4月3日（金）1日間）

内容について説明致します。

秋田県議会議員一般選挙の執行に伴いまして、選挙人名簿の選挙時登録を告示日の前日4月2日に行いまして、選挙人名簿に登録した者の氏名等を、告示日4月3日に1日間縦覧に供することになっておりますので、その縦覧場所を選管事務室に定めたいとするものです。

今回の統一地方選挙につきましては、昨年11月に公布され

た「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」の中で日程等が定まっております。

選挙期日につきましては、平成27年3月1日から5月31日までの3カ月間に任期満了を迎える議会議員、首長の選挙うち、都道府県と50万人以上の指定都市については4月12日、それ以外の自治体については4月26日に執行することとなっております。

また、これに伴う選挙時登録の基準日は告示日の前日、名簿縦覧日は告示日1日というふうに政令で定められております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

近藤委員長 議案第6号について、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(「異議無し。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無しとのことでございますので、議案第6号は原案どおり決定することと致します。

次に、議案第7号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 議案第7号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（県議選）」。

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における公職選挙法第144条の2の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

まず、設置箇所数につきましては、ご覧のとおり琴丘地区49箇所、山本地区63箇所、八竜地区46箇所の計158箇所としております。

設置場所につきましては、次の10頁以降に別紙として一覧にしておりますが、昨年の衆院選からの変更箇所は、1箇所のみとなっております。

12頁、川尻投票区の114番をご覧ください。

設置場所のブロック塀が老朽化したことに伴いまして、ここに記載の世帯に変更しております。軽微な変更でございますので、特段図面等も用意してございません。

なお、このポスター掲示場の設置数につきましては、公職選挙法施行令の規定により、各投票区の名簿登録者数と面積に応じて設置すべき数が決まることになっております。今回の算定では、

昨年の衆院選時と同じ１５８箇所と変更ございませんでした。

以上で、議案第７号の説明を終わります。

近藤委員長 設置箇所の確認と併せまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、一覧を確認)

田村委員 はい。今１５８箇所と説明がありましたが、一覧の方が１５９番まであるのですが。

清水書記 すみません。説明が欠けておりました。一覧の最初の所をご覧ください。現在通し番号で１５９番までございますが、このうち８２番が欠番になっておりますので、総数で１５８となっております。

田村委員 わかりました。

近藤委員長 皆さん、その他にご意見、ご異議等ございませんか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので議案第７号を原案どおり決定致します。
続きまして、議案第８号「投票所を定めることについて」。説明をお願いします。

清水書記 議案第８号「投票所を定めることについて（県議選）」。

平成２７年４月１２日執行の秋田県議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

今回の選挙における投票所につきましては、これまでと同じ、ご覧の２１箇所としております。変更ございません。

地区別では、琴丘地区が、鯉川から勝平までの６投票区。山本地区は、大町から北金岡までの８投票区。八竜地区は、川尻から芦崎までの７投票区の合計２１投票区でございます。

以上で、議案第８号の説明を終わります。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いようですが、原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、議案第８号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第９号「投票所の閉鎖時刻を定めることについて」。説明をお願いします。

清水書記 議案第９号「投票所の閉鎖時刻を定めることについて（県議選）」。

公職選挙法第40条第1項の規定により、平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり定める。

各投票所の閉鎖時刻につきましては、ご覧のとおり、落合投票区と勝平投票区で午後6時とし、閉鎖時刻を法定の午後8時から2時間繰り上げたいとしております。

また、その他の投票区につきましても、1時間繰り上げを行いまして、午後7時としております。

投票所の閉鎖時刻につきまして、公職選挙法上は、原則午前7時から午後8時までとなっておりますが、選挙人の投票に支障を来たさないと認められる特別の事情のある場合等は、開く時刻、閉じる時刻を一定時間変更できることになっております。

今回の県議選につきましては、過去の例からも、近隣市町村の殆どで午後7時までになると思われますので、基本的にはこれに合わせる方向で検討を致しました。また、1時間繰り上げしましても、期日前投票の利用が進んでおりますので、投票の機会は十分確保できると考えております。

なお、落合投票区、勝平投票区につきましては、開票所まで車で30分ほどかかりますので、夜間の投票箱の送致を安全に行うという観点から、さらに1時間繰り上げて、午後6時閉鎖ということで提案をしております。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

近藤委員長 只今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

近藤委員長 この間、県で会議があったようですけども、その中で閉鎖時刻の話があったのでしょうか。新聞にも少し載っていましたが。

田村委員 さきがけに載ってました。

門間書記 全国でも秋田県の繰り上げの率が高いということで、まず、選挙人の便宜を考えて、支障がなければいいという話はしてありました。

近藤委員長 わかりました。支障は無いと思いますが、いかがでしょうか。原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、議案第9号については、原案どおり決定致します。続きまして、議案第10号「投票記載所の氏名等の掲示の順序

を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」。事務局より説明の方をお願いします。

清水書記

議案第10号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（県議選）」。

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における公職選挙法第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

日時 平成27年4月3日（金）午後5時30分から

場所 三種町鶴川字岩谷子8番地

三種町選挙管理委員会事務室

内容について説明致します。

今回の選挙におきましては、投票記載所に、能代市山本郡選挙区の各候補者名と党派の別を掲示することになりますが、その掲示の順序は市町村の選挙管理委員会がくじで定めることになっておりますので、くじを行う日時と場所を定めるものであります。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

近藤委員長

只今の説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願い致します。

近藤委員長

質問無いようですが、原案どおり決定してよろしいでしょうか。（「はい。」の声あり。）

近藤委員長

それでは、議案第10号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第11号について、事務局より説明をお願いします。

清水書記

議案第11号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（県議選）」。

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

1 期日前投票を行う場所及び期間

住所は省略致します。

（1）琴丘地域拠点センター

期間 平成27年4月4日から平成27年4月11日まで

（2）山本総合支所 期間は同じ。

(3) 八竜農村環境改善センター 期間は同じ。

投票時間は、いずれも午前8時30分から午後8時まで

2 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町選挙管理委員会事務室

期間 平成27年4月4日から平成27年4月11日まで

時間 午前8時30分から午後8時まで

内容について説明致しますと、まず、1の期日前投票につきましては、3投票所とも告示日の翌日から選挙期日の前日までの8日間としております。また、投票時間についても、同一としております。

去年の衆院選の際は、ご承知のとおり、裁判官の国民審査の開始日に合わせまして、琴丘、山本支所の投票期間を4日間短く致しましたが、今回は期日前投票の期間も8日間とそれほど長い訳ではございませんし、また、地域の選挙ということで、投票者数もある程度伸びると予想されますので、3投票所とも同一期間、同一時間で対応したいとしております。

次に、2の不在者投票に関しましては、法定の期間、時間で、場所は選挙管理委員会事務室としております。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

近藤委員長 はい。只今の説明に対しまして、ご質問、ご異議等ございましたらご発言をお願いします。

近藤委員長 特にございませんか。
(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議等無いようですので、議案第11号については、原案どおり決定することと致します。

次に、議案第12号「期日前投票管理者の選任について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第12号「期日前投票管理者の選任について（県議選）」。

平成27年4月12日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票管理者を次のとおり選任する。

期日前投票におきましても、選挙日当日と同様、期間中の投票管理者を選任する必要があるとございます。投票管理者は、選挙権のある者の中から選任するとなっておりますので、琴丘、山本、八竜の各投票所について、本人の了解を得まして、ご覧のとおり選任

したいとしております。

なお、投票管理者の職務代理者につきましては、町職員の中から選任しておりますが、人事異動の後の３月下旬に選定致しまして、４月２日の次回の委員会にお諮りする予定としております。

以上で、議案第１２号の説明を終わります。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご質問等ございましたらお願い致します。

（「異議ありません。」の声あり。）

近藤委員長 はい。ご異議無しとのことでございますので、議案第１２号を原案どおり決定することと致します。

次に、議案第１３号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて」。事務局より説明の方をお願いします。

清水書記 はい。議案第１３号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（県議選）」。

公職選挙法施行令第５３条第１項及び第５９条の４第４項の規定により、平成２７年４月１２日執行の秋田県議会議員一般選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

郵便により発送できる日 平成２７年４月２日（木）

内容について説明致します。

不在者投票につきましては、先程議案第１１号で説明致しましたとおり、告示日の翌日４月４日から投票の受け付けを行うこととなりますが、事前に請求のあった不在者投票につきましては、告示日前の市町村選挙管理委員会が定める日に投票用紙等の発送を開始することとなっておりますので、その発送開始日を県の指示に基づき４月２日（木）に定めたいとしております。

以上で、議案第１３号の説明を終わります。

近藤委員長 はい。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見、ご異議等ございましたらお願い致します。

（「異議ありません。」の声あり。）

近藤委員長 はい。ご異議無いとのことですので、議案第１３号を原案どおり決定したいと思います。

次に、議案第１４号「開票の日時及び場所を定めることについて」。説明の方をお願いします。

清水書記 はい。議案第 14 号「開票の日時及び場所を定めることについて（県議選）」。

平成 27 年 4 月 12 日執行の秋田県議会議員選挙における三種町開票区の開票の日時及び場所を次のとおり定める。

日時 平成 27 年 4 月 12 日（日）午後 8 時開始

場所 三種町鶴川字西本田 2 番地 三種町八竜体育館

開票の日時につきましては、ご覧のとおり、投票終了から 1 時間後の午後 8 時開始。開票場所につきましては、これまで同様、八竜体育館としております。

以上で、議案第 14 号の説明を終わります。

近藤委員長 はい。只今の説明について、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

（「異議ありません。」の声あり。）

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第 14 号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第 15 号でございますが、「開票管理者の選任」については、私に関係することになります。

この場合、地方自治法の規定により、私が議事に参与することができないこととなりますので、「開票管理者の選任」に限り、議長を職務代理の田村委員にお願いしたいと思います。田村委員、よろしいでしょうか。

田村委員 「はい、わかりました。」

近藤委員長 それでは、皆さん、田村委員を議長としてよろしいでしょうか。

（「異議無し。」の声あり。）

近藤委員長 ご異議無いようですので、田村委員に議長をお願い致します。

田村委員 それでは、議長として議事進行させていただきます。

議案第 15 号のうち「開票管理者の選任について」を議題としますので、近藤委員長は退席ということでお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

清水書記 議案第 15 号のうち「開票管理者の選任」について説明致します。

平成 27 年 4 月 12 日執行の秋田県議会議員一般選挙における三種町開票区の開票管理者を次のとおり選任する。

開票管理者につきましては、公職選挙法第 61 条の規定により、本人の了解のもと当該選挙の選挙権を有する者の中から、選挙管

理委員会が選任することとなっておりますので、議案のとおり「近藤委員長」を開票管理者に選任したいとしております。

説明を終わります。

田村委員 議案第１５号のうち「開票管理者の選任」について、ご質問、ご異議等ございませんか。

（「異議ありません。」の声あり。）

田村委員 ご異議等無いようですので、本案は原案どおり決定致します。

議案第１５号のうち「開票管理者の選任」に関する議案は終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。どうもありがとうございました。

近藤委員長 田村委員、ご苦労様でした。

近藤委員長 それでは、次に、議案第１５号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」を議題としますので、田村委員は退席ということでお願いします。事務局より説明をお願いします。

清水書記 議案第１５号のうち「開票管理者の職務代理者の選任」について。

平成２７年４月１２日執行の秋田県議会議員一般選挙における三種町開票区の開票管理者の職務を代理する者を次のとおり選任する。

開票管理者同様、その職務代理者につきましても、本人の了解のもと当該選挙の選挙権を有する者の中から、選挙管理委員会が選任することになりますことから、議案のとおり「田村委員」を選任したいとしております。

説明を終わります。

近藤委員長 はい。只今の説明について、ご質問・ご異議等ございませんか。
（「異議ありません。」の声あり。）

近藤委員長 ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定致します。

近藤委員長 引き続き、議案第１６号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて」の審議を行います。

事務局より説明をお願いします。

清水書記 議案第１６号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（県議選）」。

平成２７年４月１２日執行の秋田県議会議員一般選挙における公職選挙法第６２条第２項及び第４項の規定によるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

日時 平成27年4月9日（木）午後5時30分

場所 三種町鶴川字岩谷子8番地

三種町選挙管理委員会事務室

内容についてご説明致します。

今回の県議選におきまして、各候補者は、三種町の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人1人を届け出できることになっております。

また、開票立会人につきまして、公職選挙法の規定により、1つの開票区で3人以上10人以内という人数制限と、同一政党等に所属する者は2人までという制限がございます。

このため、届出のあった者が10人を超えると、それから同一政党等に所属する候補者の届出が3人以上となった場合は、選挙管理委員会がくじで選任することになりますので、その日時と場所をご覧のとおり定めたいとしております。

なお、新聞等の情報によりますと、今回、能代市山本郡では6名立候補予定ということですので、おそらく10名を超えることはないと思いますが、同一政党から3名が立候補予定とのことですので、くじの可能性が高いというふうに思っております。

その場合は、委員長専決処分規程第2条第9号の規定により、近藤委員長より立ち会っていただきますので、その節はよろしくお願い致します。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

（「異議ありません。」の声あり。）

近藤委員長 ご異議無いとのことですので、議案第16号を原案どおり決定致します。

近藤委員長 以上で、本日本日予定されておりました議案審議が終わりましたが、その他として事務局より説明がございましたらお願いします。

清水書記 はい。それでは、24頁の方で、今後の日程について説明させていただきます。

（以下、資料に基づき説明）

私からの説明は、以上でございます。

（この後、意見交換）

近藤委員長　他に特に無ければ、これを持ちまして本日の委員会は閉会したいと思います。どうもお疲れさまでした。

午前１０時２３分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____